特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	国民年金に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
加東市は国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
加東市長

公表日
令和6年6月28日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	加東市は、国民年金法（昭和34年法律第141号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年第27号。以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者（以下「被保険者」という。）からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ②被保険者の資格取得の届出勧奨 ③被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ④被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ⑤生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑥老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金の請求受付及び日本年金機構への報告
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）宛名特定個人情報ファイル （2）国民年金ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条（利用範囲） 第1項：番号法別表第一に規定された事務 番号法別表第一の31の項 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠より、国民年金事務において個人番号を利用する。

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部　保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所　市民協働部　保険医療課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所　市民協働部　保険医療課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	Ⅰ関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年6月12日	Ⅰ関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二の50、107（国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの） 【情報提供の根拠】 ・番号法別表第二の7の項（国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの）	（削除）	事後	
平成29年6月12日	Ⅰ関連情報-5. 評価実施における担当部署-②所属課長	保険・医療課　課長　古田　昭浩	保険・医療課　課長　鈴木　敏久	事後	
平成29年6月12日	Ⅱ しきい値判断項目-1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年6月12日	Ⅱ １	平成27年9月1日　時点	平成28年12月１日　時点	事後	
平成29年6月12日	Ⅱ ２	平成27年9月1日　時点	平成28年12月１日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-①部署	市民生活部　保険・医療課	市民協働部　保険医療課	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属課長	保険・医療課　課長　鈴木　敏久	保険医療課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所　市民生活部　保険・医療課	673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所　市民協働部　保険医療課	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-連絡先	673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所　市民生活部　保険・医療課	673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所　市民協働部　保険医療課	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ １	平成28年12月１日　時点	平成31年4月１日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ ２	平成28年12月１日　時点	平成31年4月１日　時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	―	項目の追加	事前	様式変更による見直し
令和6年6月28日	Ⅱ １	平成31年4月１日　時点	令和6年4月１日　時点	事後	
令和6年6月28日	Ⅱ ２	平成31年4月１日　時点	令和6年4月１日　時点	事後	